

平成 25 年度

宮田村教育委員会 5 月定例会々議録

1 開催日時：平成 25 年 5 月 28 日(火) 13：30～16：45

2 開催場所：宮田村民会館 第 1 研修室

3 出席委員

- (1) 篠田 秀児 委員長（以下「委員長」と表記。）
- (2) 村田 壽雄 委員長職務代理者（以下「職務代理」と表記。）
- (3) 加藤 アヤ 委員（以下「加藤委員」と表記。）
- (4) 池上 由美子 委員（以下「池上委員」と表記。）
- (5) 平澤 武司 教育長（以下「教育長」と表記。）

4 欠席委員：なし

5 その他、会議に出席した者の氏名

- (1) 小林 敏雄 教育次長（以下「次長」と表記。）
- (2) 原 寿 子育て支援係長（以下「子育て係長」と表記。）
- (3) 伊藤 哲也 学校教育係長（以下「学校係長」と表記。）
- (4) 鈴木 仁 生涯学習係長（以下「生涯係長」と表記。）

6 教育委員長あいさつ

委員長：蒸し暑い梅雨になりそうだが体調に気をつけたい。よろしくお願いします。

7 会々議録の承認

次 長：4 月定例会の会議録の承認をいただいた。

会議録の名前の出るところは消していく。ホームページ掲載については議事の最後の方で確認をお願いしたい。

8 議 題

- (1) 教育委員会活動報告（教育長報告） (1 ページ)

次 長：資料により説明。

教 育 長：中学校の修学旅行では、雨の中多くの県人会の人が一緒に活動してくれた。中には卒業生が赤ちゃん連れで遠くから駆けつけ、皆さんに激励していただいた。平安神宮では、海外の人が多く、宣伝の効果のほどは別にして、子どもたちにとっては良い経験になった。来年度は活動した結果の反応を確認する機会があればと思う。

- ・同様に小学校でも行いたいとの話しもあり、検討していきたい。

(2) 議 事

第 1 号 職員の処分について(秘密会議) (資料 2)

次 長：第 1 号になっているが、人事案件なので秘密会議として、会議の最後に秘密会にて開催したい。

委 員 長：(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 13 条 第 6 項 ただし書「人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。)

- ・人事案件のため秘密会議としたい。

委 員：異議なし。

委 員 長：会議の最後に、秘密会議として開催します。

第 2 号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について (2 ページ)

次 長：資料により説明。

教 育 長：県教育委員会は県費負担の先生(県立学校の高校・養護学校)の人事を行う。義務教育の場合は、服務監督は市町村教育委員会が行い、人事について実際は県が行っている。給与も県が負担。市町村立の先生の身分があいまい。

- ・長野県は人数が多いので、義務教育の人事は校長に計画を立ててもらっている。動かしたいなど相談はあるが、人事は校長会でやる。
- ・市町村では原案を作成し県と教委で協議していく。その覚書を県と市町村で取り交わしている。毎年 6 月 1 日過ぎに協議している。
- ・今後、教育委員会制度の改正により、市町村教委による採用もやがてあるかもしれない。

委 員：異議なし。

委 員 長：全員承認。6 月に覚書を交わす。

第 3 号 村議会 6 月定例議会提出案件について (資料 1 の 3~7 ページ)

次 長：補正予算案の概要について、資料により説明。

- ・資料の金額の一部を訂正。

学校係長：小学校施設の修繕関係補正予算案について、資料により説明。

生涯係長：マレットゴルフ場の整備、せせらぎ公園修繕、村民会館入り口の舗装、村民会館の入口案内看板等の補正予算案について、資料により説明。

委 員：補正予算案について全員承認。

次 長：追加資料により、就園就学委員会条例の一部改正についてについて説明。

- ・就園・就学支援委員を 18 人から 19 人に改める。理由は小学校 1 クラス増え担当者が 1 人増えたため。

教 育 長：小学校就学前と中学校入学前に、通常の学校、学級に入学するか判定する委員会がある。
委員の人数と仕事を決めているのがこの条例。学級が増えたので、条例を直さなければなら
ない。

委 員 長：委員はどんな人か？

次 長：小中の校長先生、保育園長、特別支援学級の先生、保健師、主任児童相委員、言語聴覚
士、小児科医、学校医など。入学前に、保護者の立場を尊重して教育相談員が対応する。
資料により説明。

教 育 長：現在は法律も変わり、ノーマライゼーションの気運がある。ペルテス（股関節の血流不
足によって、大腿骨(太ももの骨)の頭(大腿骨頭という)が崩れてくる病気。原因は不明。)
という骨の病気の子がおり、病態からすると本来なら諏訪の花田養護学校がいいが、保護
者が普通学校を望めば、エレベーターを作るなど対応が必要となる。
・現在、保育園に導尿の子が入っている。看護師が必要で、人件費は国からもでるが市町
村の持ち出しとなる。

加藤委員：実際に看護師がついている学校はあるか。

教 育 長：ある。

委 員 長：（他校では）アレルギーで学校給食を断るケースがあると聞くが。

学校係長：特に給食センターの場合は、どうしても対応できないので弁当を持ってきてもらうとい
う対応があるようだ。

教 育 長：現在、宮田小学校に除去食の子が24人いる。調理師の負担も大きい。心配しすぎのケ
ースも考えられる。慎重な追跡調査が必要。

加藤委員：病院で除去食を勧められれば、親も対応しなければならない。除去食を始めてしまうと、
ずっとそのままになる。

委 員 長：東京のような事故がおきないようにしたい。

教 育 長：問題意識をもって対応したい。弁当という手もある。

加藤委員：弁当は小1の子にはかわいそう。いじめの原因にもなる。

委 員 長：フィンランドのように違いがわかる教育が必要。

加藤委員：一般的にもアレルギーについて知らないなど、子どもたちにしっかり説明できない先生
もいる。

職務代理：担任の負担も大きいだろうと思う。命にかかわるので間違えたら大変。

教 育 長：保育園にもそういう子がいて、除去食の職員を余計に配置し対応している。

次 長：食べてすぐ反応が出なくても時間がたって出たり、特定の食品でなくても食べてすぐ運
動すると出るなど、病状には多様性がある。

委 員 長：担任の負担を減らし、教育に時間を注いでもらうのが教育委員会の立場。難しい問題だ
が、すりあわせをする必要がある。

職務代理：いじめの懸念があるのはわかる。除去食の人が集中するクラスがあると担任の負担が大
きくなる。今の体制でどう安全を確保していくか。先生方の負担を考えていかないといけ
ない。

教 育 長：保護者と関係者の懇談を考えていかないといけない。これまでと流れが変わってきている。

学校係長：現在、中学校に重い除去食の生徒が入って先生の負担が増えている。今の内はいいが、負担が今以上になると対応していかないといけない。除去食の子供が増加している。

教 育 長：人命が大切だから、教育委員会でも対応していく必要がある。

委 員 長：除去食専門はどういうことをやっているか。

学校係長：除去していくとなくなってしまうことがあるので、特別に違うものを入れその子用の食事を作ることになる。栄養士がメニューを作り、除去を指示する。

委 員 長：アレルギーの増えている理由に、清潔すぎや食事の影響という話もあり、研究していつてほしい。

教 育 長：今後、情報をつかんで意見を交換していきたい。

委 員 長：全員承認。

第 4 号 宮田村公民館運営審議会委員の委嘱について (5 ページ)

※協議内容には個人情報が含まれるため、公開しません。

委 員 長：全員承認。

第 5 号 宮田村図書館協議会委員の委嘱について (6 ページ)

※協議内容には個人情報が含まれるため、公開しません。

委 員 長：全員承認。

第 6 号 会議録のホームページの掲示について (口頭)

次 長：説明。

個人名については削除して対応する。4 月分からホームページに掲載したいので、会議録の確認をお願いしたい。

委 員 長：全員承認。

3 報告

報告 1 号 子育て支援センターの建設について (別紙)

子育係長：資料により説明。

- ・スケジュールについて、消費税増税にならないよう基本設計を 2 ヶ月早くまとめた。
- ・駐車場は日照と通風を考慮して、北側に面する位置に 47 台分確保した。
- ・6/13 予定で指名競争入札とする。8/29 に実施設計を完了予定。建物自体は条件付きだが、宮田では初めての一般競争入札を行う。議会の報告、町 3 区への説明も終わってないが、時間もないので実施設計に向けて動き出す。住民説明会は 6/14 に町 3 公民館で開催する。議会は 6/11 から始まるので、議会全員協議会で説明する。

教 育 長：(説明のしかたで) 予算が先にありきになってしまうので、(説明のしかたを) 工夫して

ほしい。

・設計料金はこの予算に入っているか？

子育係長：入っていない。工事費とは別になっている。

教 育 長：これ以外に設計料、備品購入費がかかることは(委員) 全員で承知しておく必要がある。

子育係長：水路改修も別。地中に入っているパイプがつまるので、管理できる蓋のついた水路にする。

委 員 長：議会だよりでは、お金を使わなくても使える施設は使えとあったが？

次 長：こうめ保育園建設時のように、当初の計画より膨らませないようにという条件が付帯決議としてあった。建設予算は通すけれども、これ以上金額が増えないようにということ。今回も要求を全部聞くと予算に入らないので、増額になる要求はできるだけ我慢していただいている。

教 育 長：土地と遊具は可能な限り使う。安心安全な建物であること、効率的に運営ができること、経済性があることを根底におきながら、絞るだけ絞ってきた。将来は遊戯室に畳を敷いて、柔道場などにならないか研究してみしてほしい。

池上委員：外壁の杉板に塗装というのは耐久的にどうなのか。劣化の具合がサイディングより持たないのではないか。

子育係長：実施設計でコストと一緒に考えていく。

池上委員：学童保育と児童館利用者の区分けはできているか。

次 長：視察した京都のあおい児童館では、その区分けについて問題はないとのこと。お金を払う人と払わない人は割り切っている。学童保育の子どもたちに関しては、親への受け渡しまで、きちんと面倒を見るという形で行われている。

教 育 長：運営上大事なことなので、説明できる資料を用意する。

学校係長：学童は学校から直接来るが、児童館の子は一度家に帰ってから来る。混在の懸念があるのは、放課後子供教室をここで行うときで、放課後子供教室の子は直接こちらに来る。この子たちはお金取らないようにするのか。

次 長：学童と放課後子ども教室を一緒にやっているところは少ない。宮田の放課後子供教室は毎日やるものではないので、資料作成は困難。それぞれのグループできちんと利用方法と基準をやって分けていく。

教 育 長：管理上のこともしっかりやらないと説得力がない。

加藤委員：放課後子供教室は不定期で登録制か？

学校係長：その予定。児童館は登録制にしない方向。

子育係長：放課後子供教室はこの場所とは決まっていないので、わけて考えていく。単純に学童クラブと児童館で考え、どう使い分けるか検討する。その後、放課後子ども教室について考える。

・学童保育は、利用料金を支払っていただいて、お子さんを責任持って預かる。京都の例では、お金を払っていない児童館の子どもが、学童クラブの子どもと一緒にいるが、児童館の子は5時に帰っていただいている。指導員によると、お金を払わないから(学童

クラブでないから) おやつが出ないなど、その違いを子供はわかっているのも特にトラブルはない。お金の払い方については、休めば減額する宮田と異なり、京都はクラブ員として払っているのも、そのあたり影響があるかもしれない。

職務代理：武石村などの例もあり、いろいろと検討していくことが必要。

加藤委員：現在も行われていることで、子供には問題ないだろう。保護者の選択による。

次 長：児童館は場所を提供し、(親が働いている児童を) 鍵っ子にならないようにする。

教 育 長：議会でも出る案件と思うから、しっかり資料を作るように。

職務代理：予算のこと。資料1の4ページの概算工事費がちがっているのは何故か？

子育係長：解体費を最新のデータで示してある。その違いは設計士も心配していたので、誤解を招く恐れもあり、元の数字のままにするか検討する。

委 員 長：ソーラーパネルはどうか？貸し屋根というのもいいが。

次 長：いずれパネルを載せることを考慮している。屋根の半面(南向き面)の強度を強くするようにしてある。貸し屋根に関しては初期投資はいらぬが、収入面ではメリットがない。

委 員 長：環境に配慮するのは良いことなので、貸し屋根を検討してほしい。

次 長：研究していく。

子育係長：実施設計では載せることを想定してやっている。

委 員 員：全員承認。

報告第2号 平成24年度体罰に関する調査結果について (7ページ)

次 長：資料により説明。

- ・5/30に県庁でマスコミへ結果報告をする通知があった。県からは、体罰の公表について、村の対応について指示があるようだ。委員の方に質問が行くことはないと思うが、何かあれば教育委員会が一括して対応する。

学校係長：平成23年度以前の全ての事案をまとめた結果、申告があった中学校5件、小学校1件が公表される。県の体罰事案の発表では、小学校0件、中学校0件で公表される。中学生が小3の時に体罰があった件を県に送ったが、対象の教師は講師で退職後帰郷しており、調査指導ができないので体罰として扱えない分類に入った。

次 長：何か(問合せが)あれば、教育委員会の方で県の指示に従い回答する。

委 員 員：全員承認。

報告第3号 長野県工科短期大学について (8ページ)

次 長：資料により説明。

- ・県の担当者(課長)によると、新設は費用面で伊那の技術専門学校の跡地利用を考えているようだ。6/3に上伊那南部の教育委員の代議会で会合し、まとめ方を検討する。今の流れでは伊那市に建設されそうだ。

職勤代理：会議では反論も出なかったのか。

次 長：出なかった。駒ヶ根工業高校の跡地利用は現時点では難しそうだ。

加藤委員：伊那の技術専門学校の建物は古いようだが、校舎をそのまま使うのか？

次 長：一部を利用して建設する。古い建物は、いずれ立て替えにするようだ。

委 員 長：全員承認。

報告第4号 法定伝染病(水痘)の発生について (11 ページ)

次 長：資料により説明。5月7日東保育園で水痘患者20人が緊急発症した。現在は4人くらいに落ち着いている。

委 員：全員承認。

報告第5号 療育支援、病児病後児保育について (資料1の8 ページ)

次 長：資料により説明。病児病後児保育については議会でも課題としている。5/9の駒ヶ根市教育次長、10にこども課長と協議した。つくし園の運営については、駒ヶ根市は伊南行政がやることを希望しているが、現在は伊南行政にその考えはない。今後、飯島と中川の意見調整ができれば伊南行政による運営が議第となる可能性あるだろう。

・現在つくし園の定員25人のところ宮田の子どもが9人在籍。今後定員が増えるようなら施設拡大の心配が出るので、担当者で意見交換をしていくこととした。

・病児病後児保育については、伊南行政で対応できないときは駒ヶ根市と宮田村でできないかという話があった。駒ヶ根市はすでに下平保育園敷地内に別棟を造って行っているが、利用者が少なく運営が大変。できれば4市町村の地域内に唯一ある、行政の運営する病院の中で実施できれば、それが最良ということだった。病院側は、議会の中で病児病後児保育を行わないとはっきり言っている。外堀を埋める必要がある。担当者レベルで情報を共有して対応していく。

教 育 長：つくし園について、詳しく説明するように。

次 長：つくし園では、発達障がい児の訓練など支援する施設と、発達障がい児の保育園のような児童デイサービスの2つを実施している。児童デイサービスについては自立支援法の適用になるので、費用の村の持ち出しは1/4くらい。障害児の訓練はすべて村の持ち出しになる。ある程度の規模でなければ一定の専門職を雇えないので、村単独で有資格者をそろえて施設を作るのは困難。駒ヶ根も同様で、伊南行政が対応してくれることを望んでいる。中川は松川にいくので必要ないかもしれない。飯島町は、町長が一緒にはやらないと聞いている。

・今のつくし園の運営は、駒ヶ根市が行っている。

教 育 長：病児病後児保育は保育園で病児、病後の子どもを預かる。つくし園は知的・身体・発達障害者の就園前を含めて預かる。運営等は、まず宮田村と駒ヶ根市で協議していく。

委 員：全員承認。

報告第6号 食育について (12 ページ)

次 長：資料について説明。

- ・宮田村食育推進会議に公民館長と学校教育担当者が出席し、児童(小学生)を「食育わが家の健康サポーター」とし、家族に呼びかけてもらうことになった。食育の推進は、青少年健全育成協議会だけでなく、教育委員会と連携して食育を進めていく。

池上委員：有線放送を活用するようだが、食育が必要な家庭に有線放送は入っているのか？

次 長：有線放送普及率は50%といわれている。

池上委員：児童がいる若い家庭の普及率はもっと低いはず。色々な方法を使って広報すべき。

委 員：全員承認。

10 その他

(1)当面の日程について (13 ページ)

- ・平成25年度年間日程 (14 ページ、資料1の2 ページ)

次 長：月間と年間の資料について説明。

委 員：全員承認。

(2)県教育委員会情報 (15 ページ)

次 長：資料により「長野県教育振興基本計画」など説明。

委 員：全員承認。

(3)その他

- ・南部教育委員会 総会 7月23日(火) 13:00～

- ・南部教育委員会の視察について 9月30日(月)または10月21日(月) (22 ページ)

次 長：資料により一括説明。

- ・視察は日生学園第2高等学校(三重県)とし、5/29に下見に行く。

委 員：全員承認。

- ・社会人権教育研修会要項 (25 ページ)

- ・小澤東海大学体育学部教授の資料 (26 ページ)

次 長：資料により一括説明。

- ・小澤さんは、太田指導員の先輩。機会があれば講師として協力してくれそう。

委 員：全員承認。

次回日程：6月27日(木) 13時30分 第1研修室

11 閉会(委員長)